一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成１７年釧路市規則第８３号。以下「契約規則」という）第４条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

２０２６年（令和８年）７月６日

釧路市公営企業管理者　齋　藤　優　治

記

１　入札に付する事項

(1) 工事名　　配水管整備事業 導水管布設工事（１工区）

(2) 工事番号　　２０２６００４１７１

(3) 施工場所　　釧路市広里

(4) 工事概要

ア　ＤＩＰ（ＮＳ・Ｋ）φ700～800×185.0m、バタフライ弁φ700×５基 他

イ　予定価格　　契約規則第７条第１項の規定に基づき、事後公表とする。

(5) 工期　　２０２６年（令和８年）８月４日から２０２７年（令和９年）２月２２日まで

(6) 本工事は、月単位の「週休２日工事」の対象工事である。なお、週休２日工事に係る経費は設計金額に含まれていることに注意すること。

２　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という）第１６７条の５第１項の規定に基づき、契約規則第３条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

２０２５・２０２６年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿に水道業者として登載され、格付等級「Ａ」認定を受けていること。

３　入札参加条件（施行令第１６７条の５第２項の規定に基づき、契約規則第２条第４項に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 施行令第１６７条の４に該当しないこと。

(2) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

(4) 釧路市暴力団排除条例（平成２４年釧路市条例第３３号）第２条に規定する暴力団、暴力団

員及び暴力団関係事業者でないこと。

(5) 当該工事と同種又は類似の同規模工事（以下「同規模工事」という）について、元請として施工実績があること。ただし、工事目的物の引渡しが完了しているものに限る。なお、同規模工事の元請実績が共同企業体によるものである場合は、出資比率が２０％以上であることとする。

同規模工事は、公共工事における配水管布設工事の元請実績とする。

(6) 釧路市内に本店を有していること。

(7) 申請日を基準として過去２年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でＥランク評価を２年連続して受けていないこと。

(8) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係及び人的関係において関連がある者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、(8)及び(9)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、釧路市建設工事等入札心得第６条第２項に該当しない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）子会社等と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

④会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適性さが阻害されると認められる場合

組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。

４　入札参加資格申請

(1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。

ア　申請書類

（ア）一般競争入札参加資格確認申請書（様式１－１）

（イ）入札参加資格確認調書（様式２）

（ウ）同規模工事の施工実績を証する書面

（エ）配置予定技術者等の技術資格を証する書面

（オ）会社更正法及び民事再生法に係る申立書（様式３）【該当する場合のみ提出すること】

イ　提出期間

２０２６年（令和８年）７月６日から２０２６年（令和８年）７月２１日までの釧路市の休日を定める条例（平成１７年釧路市条例第２号）に規定する釧路市の機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

〒085-8505　釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話　0154-31-4508

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当

該工事の入札に参加することができない。

(4) その他

ア　申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された資料は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ　提出された申請書類は、返却しない。

エ　受付期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

5　入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という）により通知する。

(1) 通知日時

２０２６年（令和８年）７月２４日　午後１時から午後５時まで

(2) 通知する場所

４の(1)ウと同じ。

(3) その他

ア　確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ　確認結果について、電話等による質問は受付けない。

6　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、２０２６年（令和８年）７月２４日までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市総務部契約管理課契約係に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、２０２６年（令和８年）７月２７日までに回答する。

7　設計図書の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

２０２６年（令和８年）７月６日午前９時から２０２６年（令和８年）７月２７日午後５時まで。

イ　閲覧場所・方法

釧路市ホームページからダウンロードするものとする。設計図書等をダウンロードする際、パスワードが必要となることから、「パスワード照会申請書」を釧路市総務部契約管理課契約係に提出すること。

(2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を受付場所へ持参又は郵送により提出すること。

ア　受付期間

４の(1)イと同じ。

イ　受付場所

〒085-0841 釧路市南大通２丁目１番１２１号
釧路市上下水道部水道整備課建設係
電話 0154-43-2163（内線 5753）

(3) (2)の質問があった場合についてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

２０２６年（令和８年）７月２３日午前１０時から２０２６年（令和８年）７月２７日午後５時まで。

イ　閲覧場所

(1)のイと同じ。

８　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　　２０２６年（令和８年）７月２８日　午前１０時

(2) 場所　　釧路市黒金町７丁目５番地
釧路市役所本庁舎　２階 WEB 会議室

９　低入札価格調査制度

釧路市建設工事低入札調査価格設定要領による調査基準価格及び失格基準価格を設定し、事後公表とする。

10　入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書及び入札金額内訳書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、３回までとする。ただし、初回又は第２回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 第３回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた２者以上から見積書を徴する。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

11　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第１０条各号の一に該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(4) その他、釧路市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という）第８条による。

12　入札保証金

契約規則第６条第３号及び釧路市契約規則の施行について（平成１７年釧路市庁達第３号。以下「規則の施行について」という）第２章第１節３規則第６条関係第２号イに基づき免除する。

13　落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、落札者は後日決定する。また、低入札価格調査制度による失格基準価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。

(2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

14　入札結果の公表

入札結果については、入札日の午後５時までに釧路市役所ホームページにより公表する。

ただし、低入札価格調査を実施した場合は、落札者が決定した日とする。

15　請負代金内訳書の提出

(1) 落札者は、落札決定後、速やかに請負代金内訳書を提出すること。

(2) 請負代金内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額及び材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を明らかにしたものでなければならない。

(3) 請負代金内訳書は、参考図書として提出を求めるものである。

16　契約締結期限

当該工事の契約締結期限は２０２６年（令和８年）８月３日までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

17　契約保証金

(1) 当該工事に係る契約の締結に際し、契約規則第２９条の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア　納付期限

２０２６年（令和８年）８月３日

イ　納付場所

〒085-0841　釧路市南大通２丁目１番１２１号

釧路市上下水道部総務課総務係

電話　0154-43-2164

(2) (1)にかかわらず、落札者が契約規則第３０条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

18　契約書作成の要否

要

19　契約金の支払い方法

(1) 前払金

契約規則第５８条第１項の規定により、前金払をすることができる。ただし、低入札価格調査の対象者と契約を締結する場合は、釧路市建設工事低入札調査価格設定要領第１３条第１号の規定によるものとする。

(2) 中間前払

契約規則第５８条第２項の規定により、中間前払をすることができる。

(3) 部分払金

部分払はしない。

20　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

21　現場代理人について

「釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱（令和７年４月１日施行)」に該当する場合には、現場代理人の兼任を認める。

22　その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

23　問合先

(1) 本告示に関すること

〒085-8505　釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話　0154-31-4508

(2) 工事に関すること

〒085-0841 釧路市南大通２丁目１番１２１号

釧路市上下水道部水道整備課建設係

電話 0154-43-2163（内線 5753）